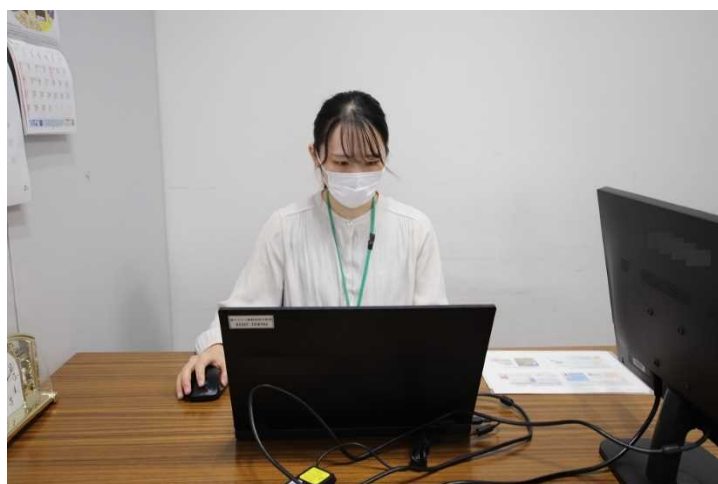


「母性健康管理指導に関する措置」、「改正育児・介護休業法」 についての説明を実施しました！

令和4年6月23日



県庁のWEB会議システムを活用し、「母性健康管理に関する措置」、「改正育児・介護休業法」について説明する雇用環境・均等室 職員

茨城県保健福祉部子ども政策局少子化対策課にて、県内の保健所・市町村母子保健担当を対象とした「令和4年度保健所・市町村母子保健担当者会議」がインターネットを活用したWEB会議にて実施されました。

労働局からは、雇用環境・均等室職員が講師として、「母性健康管理に関する措置～母性健康指導事項連絡カードの活用及び不妊治療に関する事業主への取り組み支援～」及び「改正育児・介護休業法～男性の育児休業～」について説明いたしました。

雇用環境・均等室では引き続き、県や各自治体、各種団体と連携し、あらゆる機会を通じて施策や改正法等について周知啓発に努めてまいります。

【参考】

- ▶ 母性健康管理に関する措置については[こちら](#)
- ▶ 育児・介護休業法の改正については[こちら](#)

【お問い合わせ先】

茨城労働局 雇用環境・均等室

TEL：029-277-8295